

会計基準Digest

会計基準を巡る動向 2015年8月号

会計基準 Digest は、日本基準、修正国際基準、IFRS 及び米国基準の主な動向についての概要を記載したものです。



1. 日本基準

■法令等の改正

該当なし

■会計基準等の公表(企業会計基準委員会(ASBJ)、日本公認会計士協会(JICPA))

【最終基準】

該当なし

【公開草案】

該当なし

日本基準についての詳細な情報、過去情報は
[あづさ監査法人のウェブサイト\(日本基準\)へ](#)

2. 修正国際基準

■会計基準等の公表(企業会計基準委員会(ASBJ))

【最終基準】

該当なし

【公開草案】

該当なし

修正国際基準についての詳細な情報、過去情報は
[あづさ監査法人のウェブサイト\(修正国際基準\)へ](#)

3. IFRS

■会計基準等の公表(国際会計基準審議会(IASB)、IFRS解釈指針委員会)

【最終基準】

該当なし

【公開草案】

公開草案(ED/2015/7)「IFRS第10号及びIAS第28号の改訂の発効日」の公表 (2015年8月10日 IASB)

本公開草案は、2014年9月に公表された会計基準「投資者とその関連会社または共同支配企業との間の資産の売却または拠出(IFRS第10号及びIAS第28号の改訂)」の発効日を、当面延期することを提案している。同基準の強制適用は、本提案により期限を定めずに延期されるが、早期適用は引き続き認められる。

本措置は、現在進行中の持分法に関するリサーチ・プロジェクトとの関係を考慮したものである。



コメントの締切りは2015年10月9日である。

【あづさ監査法人の関連資料】

■ [IFRSニュースフラッシュ](#) (2015年8月12日発行)

■INFORMATION

見解提出のお願い「2015年アジェンダ・コンサルテーション」の公表 (2015年8月11日 IASB)

IASBは、2015年8月11日、見解提出のお願い「2015年アジェンダ・コンサルテーション」を公表した。IFRS財団の「デュー・プロセス・ハンドブック」の規定に従い、IASBは3年に一度、公開のコンサルテーションを実施することになっている。

今回のアジェンダ・コンサルテーションの目的は、財務報告に関心のあるすべての市場関係者から、IASBのワーク・プランの戦略的な方向性と全体的なバランス、また、3年に一度行うというアジェンダ・コンサルテーションの間隔が妥当か否かの見解を収集することにある。対象期間は、2016年半ば(今回のアジェンダ・コンサルテーションの完了予定時期)から2020年半ば(次のアジェンダ・コンサルテーションの完了予定時期)までであり、IASBのワーク・プランに係る優先順位についての情報提供が求められている。

IASBは寄せられた意見について、フィードバック・ステートメントを公表し、2016年初めには公開の審議を行う予定である。

コメントの締切りは2015年12月31日である。

【あづさ監査法人の関連資料】

- [IFRSニュースフラッシュ \(2015年8月26日発行\)](#)

IFRSについての詳細な情報、過去情報は
[あづさ監査法人のウェブサイト\(IFRS\)へ](#)

4. 米国基準

■会計基準等の公表(米国財務会計基準審議会(FASB))

【最終基準(会計基準更新書(Accounting Standards Update; ASU))】

(1) ASU第2015-13号「デリバティブとヘッジ: 地点別電力市場内の特定の電力契約を対象とする、『通常の購入及び販売』に基づく例外規定の適用」(2015年8月10日 FASB)

デリバティブの要件を満たす先渡契約であっても、「通常の購入及び販売」としての要件を満たす取引については、デリバティブとしての会計処理は要求されない。本ASUは、地点別電力市場を通じた送電または同市場内の拠点における電力の受取りを規定する電力先渡契約において、独立系統運用機関(Independent System Operator, ISO)との間で地点限界価格(Locational Marginal Price, LMP)の授受を行うことは「純額決済」には当たらないことを明らかにした。これは、LMPの授受により送電時に電力の法的所有権がISOに移転されるか否かを問わない。これにより、物理的な引渡しの要件、及び、「通常の購入及び販売」を満たすために必要な他のすべての要件を満たす限り、そのような電力先渡契約は、デリバティブとして会計処理しないことが認められる。

本ASUは、公表と同時に発効し、将来に向かって適用される。

【あづさ監査法人の関連資料】

あづさ監査法人はこのASUに関するDefining Issuesを近日中に公表する予定である。

(2) ASU第2015-14号「顧客との契約から生じる収益: 発効日の延期」(2015年8月12日 FASB)

本ASUは、2014年5月28日に公表されたASU第2014-09号「顧客との契約から生じる収益」について、その適用開始日を1年延期するものである。

公開企業の場合、収益認識に関する基準は、2017年12月16日以降に開始する会計年度とその期中期間から適用となる。ただし、2016年12月16日以降に開始する会計年度及びその期中期間から早期適用することも認められる。

【あづさ監査法人の関連資料】

あづさ監査法人はこのASUに関するDefining Issuesを近日中に公表する予定である。

(3) ASU第2015-15号「利息: クレジットライン契約に関する社債発行費の表示及び事後測定」(2015年8月18日 FASB)

本ASUは、クレジットライン契約に関する社債発行費についてのSECスタッフの見解を、基準に取り込むものである。社債発行費についてはASU第2015-03号「利息: 社債発行費の表示の簡素化」が2015年4月7日に公表されたが、クレジットライン契約の取扱いは明確ではなかった。本ASUにより、クレジットライン契約に関する社債発行費は、借入残高の有無にかかわらず、資産として繰り延べ計上しクレジットライン契約の契約期間を通じて定率償却する会計処理も否定されないことが明らかとなった。

SECスタッフのガイダンスはASU第2015-03号の適用に際して適用される。

【あづさ監査法人の関連資料】

あづさ監査法人はこのASUに関するDefining Issuesを近日中に公表する予定である。

【公開草案(会計基準更新書案(ASU案))】

(1) ASU案「デリバティブとヘッジ: 既存のヘッジ会計関係におけるデリバティブ契約の更改の影響」(2015年8月6日 FASB)

本ASU案は、ヘッジ手段として指定されたデリバティブについて、契約更改によりそのカウンターパーティが変更となった場合であっても、他の要件が引き続き満たされている限りにおいては、ヘッジ会計関係の指定の解除が必ずしも必要ないことを、明確化することを提案している。

本ASU案は、その適用開始日以降に行われたすべてのデリバティブ契約の更改について適用される予定である。なお適用開始日は関係者から寄せられたフィードバックに基づき今後検討される予定である。

【あづさ監査法人の関連資料】

あづさ監査法人はこのASU案に関するDefining Issuesを近日中に公表する予定である。

(2) ASU案「デリバティブルとヘッジ：負債性金融商品に組み込まれた条件付プットオプション・条件付コールオプション」(2015年8月6日 FASB)

本ASU案は、負債性金融商品に組み込まれた条件付オプション(プット・コール)の区分処理の要否に関する規定を明確化するものである。その要否については、基準の定める4段階の判定によればよく、オプション行使のトリガーイベントが金利リスクまたは信用リスクと関連するかどうかについての検討は必要ないことを明確化することが提案されている。

 適用開始日は関係者から寄せられたフィードバックに基づき今後検討される予定である。適用が開始された会計年度及びその期中期間に存在するすべての負債性金融商品について、修正遡及適用することが提案されている。

【あずさ監査法人の関連資料】

あずさ監査法人はこのASU案に関するDefining Issuesを近日中に公表する予定である。

(3) ASU案「顧客との契約から生じる収益：本人・代理人関係に関する検討(収益の総額・純額表示)」(2015年8月31日 FASB)

ASU第2014-09号「顧客との契約から生じる収益」については、移行リソースグループでの協議において、本人・代理人関係の判断が実務上困難であるとの指摘があった。本ASU案は、その要請に応え、本人・代理人関係に関する検討について、適用上のガイダンスを提供することを提案している。

 本ASU案の適用開始日及び移行措置についてはASU第2014-09号の規定に準じることが提案されている。

【あずさ監査法人の関連資料】

- [Defining Issues 15-38](#) (英語)

米国基準についての詳細な情報、過去情報は
[あずさ監査法人のウェブサイト\(米国基準\)](#)へ

■ KPMG会計・監査AtoZアプリのご紹介

あずさ監査法人が提供する会計情報アプリ「KPMG会計・監査AtoZ」では、いつでも・どこでも日本基準、修正国際基準、IFRS、そして米国基準に関する会計・監査情報を見られるほか、動画による解説コンテンツを視聴することができます。

【最近公開した主な動画解説コンテンツ】

- [オンライン解説 2015年7月 IASB会議速報](#)
- [オンライン解説 2015年7月 IFRS-IC会議速報](#)



Download on the
 App Store

ANDROID APP ON
 Google play

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めていますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報をもとにご判断ください。

© 2015 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

各基準についてのより詳細な情報、過去情報は、あずさ監査法人のウェブサイトをご確認ください。

- あずさ監査法人トップページ([Link](#))
- 日本基準([Link](#))
- 修正国際基準([Link](#))
- IFRS([Link](#))
- 米国基準([Link](#))